

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

SCS 国際有限責任監査法人

2024





目次

I 法人代表メッセージ

II 事務所概要

II-1 法人概要

II-2 人員構成

II-3 監査種類別被監査会社数

II-4 グローバルネットワーク

III ガバナンス体制・経営管理の状況

IV 品質管理本部 — 品質管理の体制

IV-1 品質管理のシステムの概要

IV-2 品質管理向上への取組み

V ガバナンス・コード対応状況

1 法人代表メッセージ

我々 SCS 国際有限責任監査法人は、アジアを中心に独自の会計事務所ネットワークをもつ SCS-Invictus グループの日本の監査拠点として設立されました。

海外に進出する日系企業のサポートを長年実施することにより培われた知識、経験を日本での監査に活かすことにより、日系企業の事業展開、資本市場とそのステイクホルダーの皆さまのお役に立てればと考えたことが設立の趣旨となります。

我々の監査は、その根幹であり不文律としての職業倫理のもと、関連する法令を遵守し、適切な監査意見を表明するために必要な品質管理システムを構築し運用することにより実施されています。

品質管理についての基本的な方針は、「品質管理」、「組織・ガバナンス」、「人的」、「IT」、「財務」、「国際対応」の6つの基盤をバランス良く継続的に向上させていくというものです。それぞれの現状については後ほど記述しますが、その向上に合わせて業務の範囲も拡大していきたいと考えています。

基盤の整備をバランスよく実践していくため、一朝一夕にというわけにはいきませんが、その分着実に対応可能な業務内容、規模、地域の多様化を図り、少しでも多くのクライアントに我々の特性を活かした付加価値のある品質の高いサービスを提供し、我々の使命を全うできるようにしていきたいと考えています。

現時点では理想とする姿にはまだまだ到達していませんが、業務を適切に遂行するために必要十分な土台を整備し、一つ一つの目の前の業務を、誠意をもって堅実にこなすことにより、ステイクホルダーの皆さまの信頼に確実にお応えしていると自負しています。

本報告書はこの度、当法人として初めて発行するものです。内容についてはシンプルな形で、利用される皆さまになるべくわかり易くということを意図して編集しています。今後も継続的に進化、充実させていきますので、何かご意見がございましたらお気軽にお知らせください。引き続きよろしく申し上げます。

SCS 国際有限責任監査法人
代表 牧 辰人

II 事務所概要

II-1 法人概要

名称：SCS 国際有限責任監査法人

事務所所在地：主たる事務所（東京事務所）：〒107-6007 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

Tel: 03-6441-2110

従たる事務所（大阪事務所）：〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 2-1-6 堺筋本町センタービル 8 階

Tel: 06-4256-0460

沿革：

2009年 4月 16日	当監査法人設立
5月 20日	SCS 国際有限責任監査法人として登録（金融庁登録番号：第 6号）
2016年 10月 3日	兵庫県神戸市中央区伊藤町 121 伊藤町ビルディング 4 階に神戸事務所開設
2017年 11月 29日	上場会社等監査事務所名簿登録
2021年 12月 6日	神戸事務所を閉所し、大阪府大阪市中央区本町 2-1-6 堺筋本町センタービル 8 階に大阪事務所開所
2023年 10月 26日	上場会社等監査人登録（登録番号：第 3005号）
2024年 6月 22日	東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビルに移転（旧住所：東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 4 階）

代表者：牧辰人

II-2 人員構成

AQI ① 職位ごとの人員構成

職位ごとの人員構成は次の通りです。() 内に非常勤スタッフの人数を内書きしています。

	2023年7月末	2024年7月末	2025年7月末(目標)	2026年7月末(目標)
パートナー	7名	7名	7名	7名
マネージャー	3名	5名	6名	7名
スタッフ	17名(15名)	16名(16名)	16名(14名)	16名(13名)
事務職員	2名	2名	2名	2名
合計	29名(15名)	30名(16名)	31名(14名)	32名(13名)

当法人は、当法人のビジョン、監査の品質に関する考え方について共感するメンバーを採用しています。そのため、人員の拡大のペースはそれほど急なものではないものの、着実なものとなっています。採用したメンバーには研修や日々の業務を通じての指導を行い、また、働き方についての選択肢をできる限り多く提供することにより、働き甲斐と働きやすさの両方の向上を図り、もって定着率を向上させています。

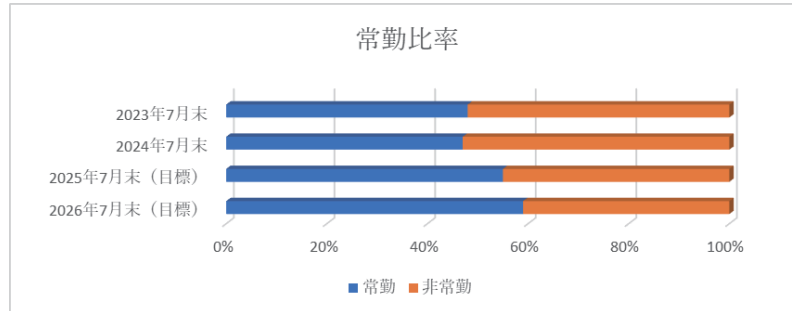
※ AQI=Audit Quality Indicator（監査品質の指標）

II 事務所概要

II-2 人員構成

AQI①-1 常勤比率

常勤と非常勤比率は以下の通りです。



当法人はその人員数及びクライアント数からみて依然として小規模なため、規模の経済を働かせにくい状況にあります。そのため、現在では非常勤のメンバーも活用しながらの運営となっています。今後の規模拡大に合わせて、常勤比率は徐々に増していくことを計画しております。

【各構成員の主たる役割】

- パートナー 監査事務所の経営、品質管理及び、各監査業務の意見表明の責任を負う者です
- マネージャー 監査業務の統括的な管理者で、適切な業務遂行のため複数の監査チームにおいて主査を統括すると共に監査法人の管理業務を担います
- スタッフ 監査チームのメンバーとして業務の担当者となります。監査チームの主査となった場合は、監査計画の立案や現場作業のコントロールを担います
- 事務職員 監査の品質管理業務や監査手続きの一部の事務作業を担っています

AQI② パートナーマネージャー比率

パートナーマネージャー比率は以下の通りです。

	2023年7月末	2024年7月末	2025年7月末(目標)	2026年7月末(目標)
パートナー マネージャー比率	30%	42%	46%	50%

当法人は実務を行う上でより経験値の高いメンバーのアサインを重視しており、今後の事業拡大に合わせて上記比率が40%程度となるような目標をもち、人材育成を行う方針としています。

II 事務所概要

II-3 監査種類別被監査会社数

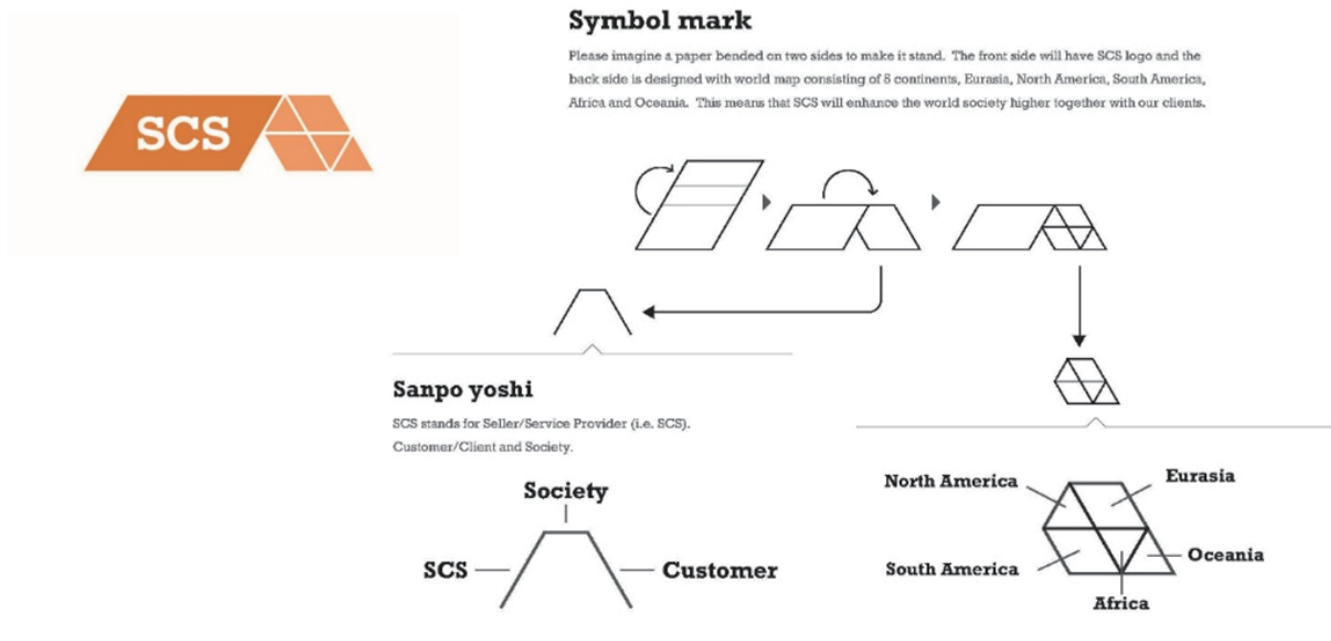
2024年7月末	
金商法・会社法監査	4社
金商法監査	-社
会社法監査	2社
任意監査他	10社
合計	16社

当法人は監査リソースとクライアント数のバランスを保ちながら運営を行うこととしています。そのため今後クライアント数を増やし業務を拡大するにあたっては、人財の獲得、育成が特に重要な要素となると認識しています。

II-4 Global Network

当法人がメンバーファームとして所属する SCS-Invictus グループは、世界 18 カ国、37 拠点において会計、アドバイザリーサービスを提供する日本発のグローバル会計事務所ネットワークです。

SCS-Invictus グループは、“One Team No Border” の理念のもと、各拠点の専門家たちが役職や所属を超えた 1 つのチームとして協調し、フットワークよく柔軟に対応することで、各国に展開するクライアントに対して、常識にとらわれない多角的な視点からのソリューションを提供することを目指しています。そのロゴマークは「三方よし」を表し、クライアント、社会そして所属するメンバーすべてが利益を享受できるような活動を行うことを意図しています。



III ガバナンス体制・経営管理の状況

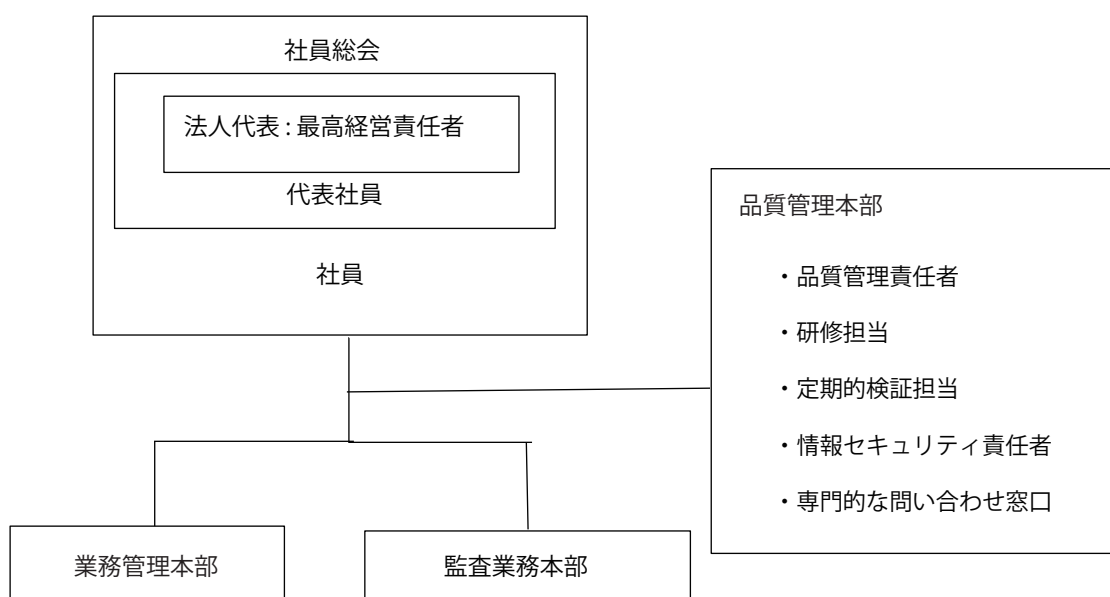
当法人は現在、法人経営に関する独立した監督・評価機関を設けていませんが、総数7名と互いの業務に目の行き届く規模の社員会での健全な議論により、適切な監視機能の実効性を担保しています。また、社員は様々な経歴を持つ者から構成されており、代表者よりも経験豊富な者もそのメンバーとして参画するなど、多様性を確保することによりガバナンスの強化を図っています。一方で今後の事業拡大に応じてさらなる充実を図っていく方針で、具体的には2025年7月期末までに当法人の規模・特性等を踏まえた形での実効性のある経営を支援する機能を確保すべく、2名の独立した社外のガバナンス委員に就任して頂く予定です。また、現在の監査業務の内容、規模からみて必要かつ十分な品質管理体制を効率的に整備しています。

品質管理部門では、品質管理の経験を有するメンバーの知見も活かしつつ、実務上最適な体制作りと運用を試みています。また、定期的に全専門要員が参加する会議を開催し、情報共有を図っており、積極的な議論、意見交換を行うフラットな組織風土を有しています。

このような経営管理体制のもと、必要十分な監査品質を維持できる範囲内で、互いに信頼関係を構築できるクライアントに対し業務を提供することとしています。具体的には、海外拠点まで含めたガバナンス体制の構築に意欲的に取り組んでいる企業や、その経営者やガバナンスに責任を有する人物と十分なコミュニケーションが取れる企業などに対して当法人の特徴を活かした高品質な監査業務を提供しています。

上場会社監査に対する社会的な様々なニーズに当法人なりの形で応えるべく、ガバナンス体制、経営管理体制の更なる進化に向けた取り組みを、時間をかけてでも着実に続けていきます。

組織図



IV 品質管理本部 一 品質管理の体制

業務の品質の管理を行う体制として、業務の品質の管理に主として従事する社員（公認会計士法施行規則第八十七条第二項口）を選任し、その者が独立した立場から法人の品質管理業務に従事しています。また、他の法人での品質管理部門での経験のあるメンバーの知見を積極的に活用したり、各社員がそれぞれ一定の品質管理活動を担ったりするなどその実効性を向上させる取り組みを行っています。

AQI③ 品質管理業務の人員数

AQI③-1 品質管理業務の人員

品質管理部の人員は以下の通りです。

	2023年7月末	2024年7月末
品質管理責任者（社員）	1名	1名
品質管理サポート	1名	1名
事務職員	2名	2名

AQI③-2 品質管理業務に従事する人員数・時間数

業務の品質の管理に主として従事する社員の年間従事時間、及びその他の社員の品質管理業務への従事時間は以下の通りです。

品質管理業務従事時間	計画(2024年7月期)	実績(2024年7月期)
品質の管理に主として従事する社員	1,392時間	1,363時間
その他の社員	2,524時間	1,666時間

当法人では、業務の品質の管理に主として従事する社員が期待される水準でその職責を果たすことができる環境を確保するため、品質管理以外の業務への関与及び時間配分を、その本来の業務に資するような内容でかつ一定程度に限定することとしています。

また、その他の社員についても品質管理業務への可能な範囲での関与を推奨しています。執務時間のうち一定時間を品質管理業務に充てる計画を立て、品質管理担当社員が定期的にその予実内容を確認、必要に応じて対応を図ることで実効性を確保しています。

AQI④ 監査業務に従事する常勤の社員及び専門職員の作業負荷の状況

AQI④-1 1人当たりの年間平均執務時間：（常勤 1530時間・非常勤 450時間）

AQI④-2 専門職員の総執務時間割合：（常勤 77%・非常勤 23%）

AQI④-3 有給休暇取得率：75%

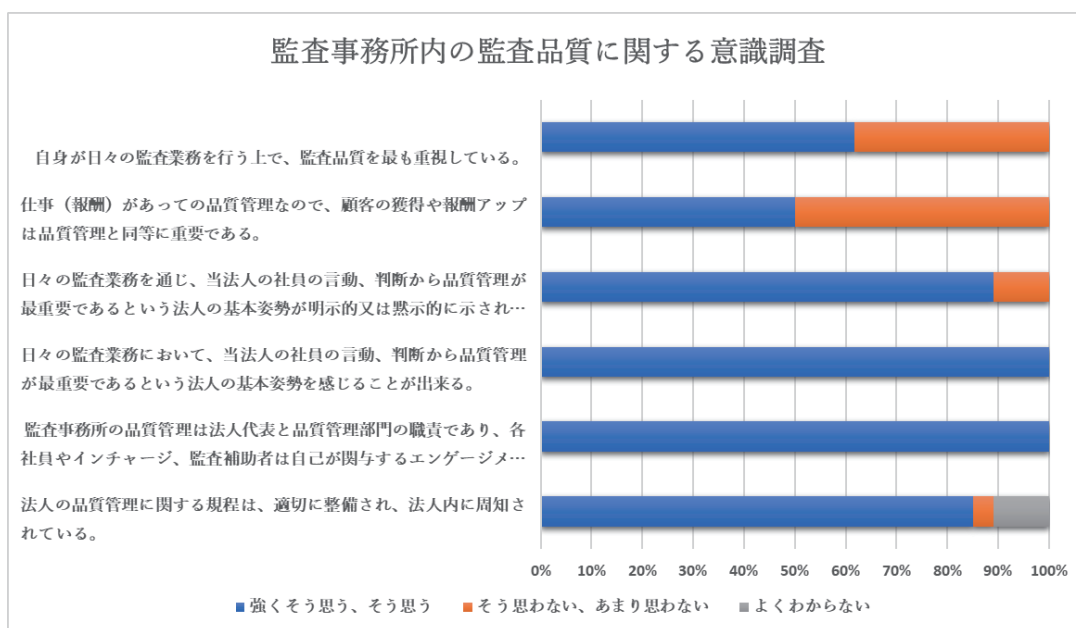
IV 品質管理本部 一 品質管理の体制

AQI④-4 退職率（離職率）：0%

当法人は、働きやすさを実現する手段として、リモートワークや時短勤務など、多様な働き方を提供しています。また、プロボノやボランティアなど監査業務以外で職業的専門家として役立てるような活動への参加も、業務に支障のない範囲において奨励しています。

離職率については、当法人の現在の規模から離職者が出た年とその他の年で変動が大きくなりますが、一定期間でみて低いレベルにあると認識しており、今後の事業拡大にあたって同程度を維持したいと考えています。

AQI⑤ 監査事務所内の監査品質に関する意識調査



アンケートの結果については品質管理担当社員による検証、適切な対応を行い、また新たなアンケートにより検証することとしています。このようなサイクルにより監査品質に関する高い意識を当法人の文化とすることを意図しています。

IV 品質管理本部 一 品質管理の体制

IV-1 品質管理のシステムの概要

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人はその経営の基本方針となるべき当法人の使命を監査マニュアル（SCS Audit Tool（以下、SAT））に定めています。また、全社員により構成される社員会により当法人全体として適切な職務執行が行われるよう管理を行っております。法令順守に関しては監査マニュアルにおいて、基本となる姿勢、当法人の掲げる専門家を定め、その周知を徹底しています。

また、当法人の品質管理システムの整備及び運用に関する最終的な責任を持つ代表社員である牧により、業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、職業倫理に関する規定（公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する倫理規則等）への遵守を社員及び専門要員全員に求め、関連する研修を定期的を実施しています。

(2) 独立性

独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を、上場会社を含む大会社等の場合は監査契約時及び監査報告時の少なくとも二度、その他のクライアントについては少なくとも一度、社員及び職員全員（非常勤の専門要員を含む）から入手しています。当該独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書は、日本公認会計士協会が公表する倫理に関する規則が改訂される都度、最新のものに更新しています。また、国内外のネットワークファームが独立性の保持のための方針及び手続に準拠しているかについても、年に一度確認を行っています。

<人材の育成・確保に関する考え方>

当法人は、監査品質の向上を図るためには人材の多様性が重要であるとの考えから、様々な経歴の人材の確保を図っています。人材育成の観点からは、日々の業務を通じたOJTの他、計画に基づく研修を実施しています。また、海外拠点への出向や兼業・副業、リスキリングなどによる、監査業務以外の業務の経験の取得も各個人の意思、意欲を尊重する形で実現できるようにしています。

<非監査業務に対する考え方>

当法人は、「海外に進出する日系企業のサポートを長年実施することにより培われた知識、経験を日本での監査に活かすことにより、日系企業の事業展開、資本市場とそのステイクホルダーの皆さまに貢献する」というビジョンに基づき、基本的には監査業務をその柱として運営しています。非監査業務についてはIPO準備会社に対するショートレビュー（短期調査）などの監査業務と密接な関係がある内容のものや、人材育成および監査品質の向上に資するといった観点から行う内容のもので、本業である監査業務に支障のない範囲内で行うこととしています。なお、2024年7月期においては、全収入に占める非監査業務収入割合は15%となっています。

IV 品質管理本部 ― 品質管理の体制

IV-1 品質管理のシステムの概要

(3) ローテーションの方針及び手続

ローテーションの対象となるクライアントに対して必要とされる適性や能力などをもとに方針を定め、品質管理担当に確認が行われています。また、当該方針に基づく実際の任命にあたっては社員会における審議、承認を行っています。

(4) 報酬依存度

当法人は、日本公認会計士協会の倫理規則に定める報酬依存度は、2024年3月31日に終了した連結会計年度より継続して15%を超えている監査クライアントを有しています。解消に向けての具体的な方策としてはリソースの制約を慎重に判断しつつ、全体の監査品質を維持できる範囲で、継続して新規の監査等の案件の受嘱を目指した営業活動を進めております。

(5) インサイダー取引防止への取組み

当法人はインサイダー取引防止の観点から「インサイダー取引防止規定」を定め、全専門職員にその遵守を義務付けてます。また、社内研修として外部の専門の弁護士による直近の事例や実務上の留意点などにかかわる講義と質疑応答の場を設けるなど、その啓蒙にも努めています。

3. 監査契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規及び更新の締結受嘱については、すべての代表社員の承認のもと行っています。特に上場企業などの社会的影響度の高いクライアントについては、社員会における十分な審議を経ています。受嘱の可否の判断に際しては、独立性、業務の種類・範囲、被監査会社の業種、事業内容、経営陣の誠実性、ガバナンス・内部統制の状況、企業環境、当法人のネットワークファームの対応状況、契約条件及びリスク（不正リスクを含む）等を理解するとともに、当法人のリソースをもって十分な監査品質を維持して業務遂行が可能であるかを検討しています。

IV 品質管理本部 — 品質管理の体制

IV-1 品質管理のシステムの概要

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の採用に関する方針及び手続を定めて、当法人の経営方針及び監査業務の契約見込みに基づいて、業務遂行に必要な能力を保持する人財を専門要員として採用しています。当法人の特徴として、海外での業務経験や事業経験者、他の資格取得者など多様な能力をもった人財を幅広く採用するといった内容となっています。

AQI⑥ 海外勤務経験者割合

職位	2023年7月期(実績)	2024年7月期
パートナー	71%	71%
マネージャー	33%	20%

教育・訓練に関しては、継続的専門能力開発（CPD）制度における履修単位40単位を満たすような内容の研修計画を策定しています。その中では職業倫理に関する研修2単位、監査の品質に関する研修6単位、税務に関する研修2単位の取得についても考慮しています。研修内容は、職業的専門家として昨今の社会的な期待に応えるために必要と思われる内容、及び当法人の受嘱した（又はする予定の）監査業務の遂行にあたり必要と考えられるテーマなどをもとに設定し、社員会での承認のもと実行しています。また、CPDの履修状況については業務管理部においてモニタリング管理を行っています。

AQI⑦ 日本の公認会計士に加えて保有している主な資格

CPA (USA)	米国公認会計士	2名
CA (Singapore)	シンガポール勅許会計士	1名
CISA	公認情報システム監査人	1名
CFE	米国公認不正検査士	2名
CIA	米国公認内部監査人	1名
	システム監査技術者	1名
	税理士資格	1名

AQI⑧ 監査業務以外の業務経験者割合

パートナー	86%
その他	40%

当法人は、公認会計士以外の資格取得や、監査業務以外の業務経験を評価し、監査業務に活かすこととしています。これは多様化するライフスタイル、働き方に対する社会的なニーズに応じ、当法人を働く場として魅力のあるものとするとともに、監査業務以外の業務経験、知見、ネットワークが、職業的専門家としての懐疑心の発揮、ひいては監査品質にもプラスの影響があると考えているためです。

※ 継続的専門能力開発（CPD=Continuing Professional Development、以下「CPD」という）制度とは、日本公認会計士協会が会員に対して研修の履修を義務付け資質の維持・向上を行うとともに、それぞれの会員が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的に、かつ、能動的に能力開発を行うこと、また、それぞれの会員が能力開発を行うためのサポートを協会が行うこと、これら全体の制度をいいます。

CPD制度は、必修科目があるほか、当該事業年度で最低20単位、当該事業年度を含む直前3事業年度合計で120単位以上の履修義務があります。

IV 品質管理本部 — 品質管理の体制

IV-1 品質管理のシステムの概要

AQI⑨ 研修時間・取得単位数

構成員の平均研修受講取得単位数（1単位が概ね1時間）は、次のとおりです。

	2021年度	2022年度	2023年度
パートナー	49	60	49
マネージャー	48.5	77	45
スタッフ	57	44	43

当法人では、上記日本公認会計士協会が定める必修単位の取得に加え必要な単位数を満たすとともに、年間40単位以上の履修を義務化し、履修状況を管理しています。

AQI⑩ 研修カリキュラム

2023年度研修カリキュラム概要は以下の通りです。

倫理・法人ルールの理解・ 監査事務所の品質管理研修	法人ビジョン 職業倫理 ISQM研修 品質管理規定更新 監査マニュアル改訂
専門情報アップデート研修	会計・税務に関わる決算留意事項研修 IFRS研修 Sustainability開示保証業務
その他重要リスク研修	倫理規則 不正リスク 情報セキュリティ コンプライアンス（インサイダー取引）
その他スキル研修	IPO実務研修 海外国別会計税務研修 IT研修 エクセル研修 英語研修

当法人は毎年度、法人の経営方針と昨今の社会的な要請の変化情勢を踏まえ、専門要員に求められる能力知見について検討と議論を行い、カリキュラムをアップデートし決定しています。全員が受けるべき必修研修については、常勤・非常勤の区別なく全員の受講を確認するまでフォローアップを行っています。

IV 品質管理本部 — 品質管理の体制

IV-1 品質管理のシステムの概要

- ・ 専門要員の評価、報酬及び昇進

専門要員の評価、報酬及び昇進については、監査の品質の維持に対する貢献度という点を重視し、品質管理への意識を考慮した方針及び手続により実施しています。

- ・ 社員の報酬決定に関する事項

社員の報酬は、各社員の業務について、当法人の品質管理第一とする姿勢を含む倫理観、収益性、専門性の3要素をもとにした評価基準に従い社員会での審議、代表社員の承認のもと決定しています。

監査チームの編成に際しては、監査責任者、主査といった中心的な役割を果たす専門要員については、一定の監査品質を確保すべく、その能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮して社員会の審議を経て決定しています。監査チームは監査対象会社の業種・規模等を考慮して編成され、全専門要員を対象とした月次の定例会議において必要に応じて随時人員配置の調整が行われています。

5. 業務の実施

- (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人では一般に公正妥当と認められる監査の基準（不正リスク対応基準を含む）の具体的な適用にあたって、必要な実務上の指針を定めた専門要員向けのSATを制定し、監査実施の枠組みを構築しています。また、各専門要員が当該マニュアルに従って監査業務を行い、また、組織的な監査を実践するために、業務執行社員、主査といった適切な上位者による指導や監査調書のレビューを行うこととしています。

- (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

監査チームがその業務の遂行にあたり直面する会計、監査上の判断が困難な事項について、対応する専門能力を持つと認められる社内外の問合せ窓口を設定し、専門的な見解の問合せを行う方針と手続を整備、運用しています。

- (3) 審査の方針及び手続

原則としてすべての監査業務（任意監査で社会的影響が小さく、監査報告書の利用者が限定的な場合などの監査マニュアルに規定する場合を除きます）について、監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係わる審査を行うこととしています。不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて品質管理担当社員含む法人内外の適切な者から専門的な見解を得られるような体制をとっています。

- (4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じた場合には、他の専門的な見解を問い合わせる、又は、他の審査担当者を選任するなどしてより多角的な見解を入手したうえで、協議を行います。協議によっても解決しない場合には、争点について全社員による協議を実施の上、監査報告書への影響を検討することとしています。

IV 品質管理本部 — 品質管理の体制

IV-1 品質管理のシステムの概要

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理後に不適切な修正等を行うことを防止するため、調書改ざん防止、調書の保管、アーカイブ後の調書保管と修正に関わる方針手続き等の一定の規程を設け、その適切な運用を行うことにより対応しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務における対応は、以下のとおりです。

① 監督及び査閲

当法人は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は、適切なメンバーの選定をはじめ、監査業務を監督するとともに監査調書を査閲する責任を負っています。

② 専門的な見解の問い合わせ

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて専門的な見解の問合せを行い、入手した見解を検討することとしています。不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて専門的な見解の問合せを行い、入手した見解を検討することとしています。

③ 審査

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査担当者は、まず不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査チームの判断について評価します。そして、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及び実施したリスク対応手続の妥当性等を検討します。

④ 監査責任者の全員の交代

同一の被監査会社等について監査責任者の全員が同時に交代する場合には、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達するとともに、当該伝達が適切に行われていることを監査責任者が確認することとしています。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理システムに関する種々の観点からの日常的監視制度を整備、運用しています。監査業務（不正リスクへの対応状況を含む）に関して通常3年を超えない期間で、全業務執行社員が対象となるように品質管理責任者が定期的な検証の対象業務を選定し検証を実施しています。また、その定期的な検証の評価結果は社員の査定の際に考慮することとしています。

AQI⑩ 監査事務所における内部検証

当法人の定期的検証の実施実績は以下の通りです。

	2022年7月期(実績)	2023年7月期(実績)	2024年7月期
検証対象業務数	2	2	1
対象社員数	2	2	1
重要な不備指摘事項	なし	なし	なし

IV 品質管理本部 — 品質管理の体制

IV-1 品質管理のシステムの概要

AQI^⑫ 外部機関による検査等

直近の日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果

(品質管理レビュー制度の概要)

JICPAは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

(品質管理レビュー報告書の交付年月)

当監査法人は、2024年10月に品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

(実施結果)

当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理責任者は、監視・レビューの結果発見された事項を評価し、必要事項については是正措置を監査責任者に伝達し共有するとともに、最高経営責任者である法人代表にも報告することとしています。最高経営責任者は識別された不備の根本原因を調査し、当該不備が当法人の品質管理システムに及ぼす影響を評価することによって、不備の重大性及び影響を及ぼす範囲を分析します。その結果を踏まえ、不備に対処する改善活動を実施または監査責任者へ改善を指示することとしています。また、監査責任者は指摘事項が監査意見の形成に重要な影響を与えているか否かを確認するとともに、必要な場合には速やかな是正措置を講じることが求められています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からの通報を受付け、それらに適宜対処するための制度を整備しています。

品質管理担当社員は、不服と疑義の申し立てがあった場合には、その内容を吟味、調査します。また必要に応じて法律専門家を関与させることとしています。

調査において品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、または品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、品質管理担当社員は、適切な是正措置を講じます。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について、監査人交代に伴う監査事務所間の引継に関する方針及び手続に従い、実施しています。

IV 品質管理本部 — 品質管理の体制

IV-2 品質管理向上への取組み

取組み	概要
人材確保への取組み	<p>当法人の事業拡大にあたり、現在最も優先的な課題として人財の確保、育成があると認識しています。当法人では、働きやすさと働き甲斐の両面から継続的にその向上を図り、もってメンバーの定着及び新規メンバーの獲得を実現したいと考えています。</p> <p>そのためには、多様な働き方の提供、教育、研修システム、チャレンジする機会や環境など、その時代や環境に合わせたテーマを設定し、従来の枠組みにとらわれない発想で取り組んでいきます。</p>
監査品質向上のための品質管理会議の開催	<p>当法人では毎月の社員会及び全体会議に加え、品質管理部門主導での特定のタスクや課題洗い出しと対応策の協議、進捗確認を目的とした品質管理会議を定期的で開催し、一定の監査品質を維持し、その向上を図る取組みを実践しています。</p>
非監査業務の提供	<p>当法人では監査業務を提供するクライアント、特に上場企業等の厳しい独立性が要求される社会的に重要性の高いクライアント、に対しては非監査業務の同時提供を、明らかに独立性の阻害要因とならない場合を除き原則として実施しないことにより、その高い独立性を保持する方針を採っています。</p>
ITへの投資	<p>監査品質の向上のためにIT投資は積極的に実施していく方針です。</p> <p>具体的には例えば以下のような取組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各専門要員のIT装備率の向上、ITリテラシーの向上 ・情報セキュリティの強化のため、データレスPCを実現するソフトウェアの導入 ・監査業務の効率化と監査調書の適切な管理のための調書の電子化 ・クライアントとの資料の受け渡しの際のデータ転送サービスの利用 <p>上記の他、汎用的な監査ソフトウェアの導入なども検討しており、今後も監査品質向上のために利用できるものは積極的に評価、採用していく方針です。</p>

V ガバナンス・コード対応状況

当監査法人は、上場企業等の監査を担う監査法人であり、会計監査に対する社会の期待に応え、会計監査の品質を持続的に向上させるため、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用しています。本原則を実践し、実効的な組織運営を実現するため、当監査法人の特性と経営理念、目指すべきビジョン等を踏まえた最も適切と考える方法により、監査品質の維持向上及び継続的な改善を重視する組織文化の醸成と透明性の向上に努め、実効的な組織運営を行っています。

本原則への現在の対応状況については、以下となります。コンプライしている原則については各原則記載の右側に【C】と記し、エクस्पラインしている原則については【E】と記しています。なお、下記の内容は2024年11月29日時点のものです。

原則・指針		説明	C/E Page
【監査法人が果たすべき役割】			
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		【C】
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、当法人の品質管理方針内において、当法人が果たすべき使命を明確にし、それを果たすためにはいかなる状況でも監査の品質を第一とすべきことを謳っており、その内容をすべてのメンバーで共有しています。 また、中小規模法人という特性を活かし、法人の最高責任者が研修講師となり、監査業務に関与するメンバー全員（非常勤含む）の必修研修として、法人のビジョン（職業倫理をベースとして品質を最優先すること）を伝達、議論しています。	P1 P8
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人はその使命として、監査業務を通じて、利害関係者への情報の信頼性を確立すると共にクライアントの健全な発展に寄与し、以ってグローバルな資本市場の成長と公正な社会の実現に貢献することを挙げています。その使命を果たすべく、当法人の構成員が専門家として、それを実践するために守るべき規範としての品質管理方針を定めています。また、“One Team No Border”というコンセプトを共有し、真の専門家としての大切な要素として、高度な専門能力、高い倫理観及び熱意を掲げています。	P8
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	専門員の人事評価の際に品質管理に関する事項を重要な要素として位置付けています。また、法人として品質について決して妥協しない姿勢を明確にすることにより、各個人がそのための能力を十分に発揮できる状況を確保しています。	P12
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は中小規模法人という特性から、お互いの顔の見える範囲で業務を遂行し、知識の蓄積、情報共有を自然な形で実施しています。また、原則として月に一度は全専門要員が参加する会議を開催し、法人の状況や各業務の進捗、課題共有を行っています。階層の上下にかかわらず積極的な議論、意見交換を行うフラットな組織風土を有しています。	P5

V ガバナンス・コード対応状況

指針 1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p>	<p>昨今クライアントの活動、取引がグローバル化、高度化、スピード化する中、事業活動やプロセスとリスクの理解、課題解決能力や被監査会社目線を学ぶ等の点において、当法人としては非監査業務を経験することでさらにその専門性を高め、それを監査業務に還元することで監査品質の向上につながると考えています。そのため、希望するメンバーに対しては監査業務に支障のない範囲で兼業・副業を認めています。</p> <p>監査クライアントに対する非監査業務は、明確に独立性の阻害要因とならない場合を除き、ネットワークファームによる提供も含めて原則として実施しないという方針で管理を行っています。</p>	<p>P2 P8 P15</p>
指針 1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。</p>	<p>当法人は、日本発の独自のグローバルネットワークである「SCS-Invictus」の日本の監査法人です。「SCS-Invictus」は日本企業の在外子会社、関連会社等により迅速で、柔軟なサービスを提供すべく、日本発の独自ネットワークファームとして創設され、当法人はグループ各国に配置された日本人会計士とリソースを最大限活用し、日本主導でのグループ監査品質の向上に努めています。</p>	<p>P4</p>
【組織体制】			
原則 2	<p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p>		【C】
指針 2-1	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人は大規模な法人ではなく、特別な経営機関を設置していませんが、代表委員会が重要な法人経営の方針、意思決定機能を有しています。また、委員会が経営上の課題や方針の議論、及び執行組織として、適切な組織運営を行っています。当法人規模においては、監査実務を行っている者が経営することが経営機能の実効性を担保するために重要であると考えています。</p>	<p>P5</p>
指針 2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p>		
・	<p>監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</p>	<p>監査業務の社会的影響度や監査業務の複雑性、困難性の評価に基づく独自のリスク評価に基づき、重要な業務については組織として適切に資源を配分することにより対応しています。</p>	<p>P9</p>
・	<p>監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</p>	<p>外部環境の適切な把握分析のため、データ提供会社等からの情報の入手、専門紙の定期購読、専門書の購入等、必要な情報を可能な限り適時かつ十分に入手できるような体制の構築に努めています。</p> <p>また、被監査会社との間では経営層をはじめとするキーパーソンとの間で定期的に積極的な意見の交換を行うようにしてい</p>	<p>N/A</p>

V ガバナンス・コード対応状況

	<ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 	<p>専門家としてのスキルの継続的な習得を評価における重要な要素としています。また、グループ内での人事交流も積極的に行うこととしています。</p>	<p>P10 P11 P15</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>監査業務を効率的かつ効果的に行うための IT ツールの重要性を認識し、常に既存のシステムのさらなる有効活用、採用すべき新システムの検討を行っています。</p>	
指針 2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>当法人は大規模な法人ではなく、独立した経営機関を設置していませんが、代表社員会及び社員会が経営機能を果たしています。代表社員会及び社員会の構成員はその任命の際に、監査業務に精通していることのみならず、当法人のその時々規模、実情に合った形での適切な組織運営にも適しているかかという観点を考慮し、代表社員、社員を任命しています。</p>	<p>P5</p>
原則 3	<p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>		<p>【E】</p>
指針 3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人は、現時点では、独立した経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を有していませんが、社員数7名、構成員が31名程度(非常勤含む)といった各社員の業務内容に目が行き届く規模となっています。また、社員会は多様な経歴を持つ者から構成されており、また、代表者よりも経験豊富な者もそのメンバーとして参画しています。そのため、経営課題について相互監視の下、自由闊達でフラットな議論がなされており、現時点において経営に対する適切な相互牽制・監督・評価が行われているものと認識しています。</p> <p>しかしながら、より高い規律と多様な専門的知見を取り込むため、2025年7月期末までに、当法人の規模・特性等を踏まえた形での監督・評価機関を設置する予定にしています。</p>	<p>P5</p>
指針 3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>当法人は中小規模であり、独立した監督・評価機関を設けておらず、その構成員として独立性を有する第三者を選任していませんが、認識された課題の内容に応じて適切に対応すべく、監査法人の経営経験を有する人物を含む顧問を複数名(現在4名)任命し、随時相談を行ったり、その知見を活かしたりする体制を整えています。</p> <p>しかしながら、3-1に記載のとおり、より高い規律と多様な専門的知見を取り込むため、今後新たに監督・評価機関を設置する予定であり、その中で独立性を有する第三者の知見を活用する体制としていく予定にしています。</p>	<p>P5</p>

V ガバナンス・コード対応状況

指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	3-1をご参照ください。	
	・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言		
	・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与		
	・ 経営機能を果たす人員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与		
	・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与		
	・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与		
	・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与		
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	3-1をご参照ください。	
【業務運営】			
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		【C】
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は中小規模であり、互いの顔の見える範囲内で業務を遂行しています。そのため、マネジメントの考え方やポリシーの共有、現場のチームとの意見交換は随時、公式・非公式に行っています。	P5
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	職業的専門家としての能力の保持、研鑽、発揮（職業的懐疑心の発揮を含む）は専門員の評価において重要な要素としています。	P12
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。		
	・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	構成員のそれぞれの経験や能力を把握し、クライアントの業種やリスク内容に応じて、適切な人材を配置するようにしています。	P10

V ガバナンス・コード対応状況

	<ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 	非監査業務へのアサイン、グループ内での人事交流を監査品質の向上の観点からも積極的に実施しています。	P10
	<ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	会計監査に関する専門的知識や経験を評価における重要な要素として、各メンバーの経験、能力、適性を適切に把握し、業務の内容に応じた適切なアサインが可能となるようにしています。	P10
	<ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	当法人は毎年期初に法人の現況に応じて、専門員に求められる能力開発の領域を特定して法人内研修計画を立案し、年間を通じて法人内研修を実行するとともに、社外研修への積極的な自主的参加と知見の共有を推奨しています。また海外のネットワークファームへの駐在をはじめ、監査業務に還元できるような副業については推奨するとともに、異業種を経験した退職者の復帰も受け入れるなどの柔軟な採用することにより、能力開発と自己実現の場を提供することに努めています。	P10 P11
指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査業務の中でマネジメント及び監査役とのディスカッションを適時・適切に行うこととしています。	N/A
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人は法人内外からの通報に対して迅速かつ適切に対応するため、まず内部については、原則として関係する代表社員以外の代表社員へ通報するものとし、外部については当法人の HP 上、監査ホットラインを設けており、直接代表社員に通知が行く仕組みで通報を受付けています。また、通報者に対して不利益が生じないよう品質管理規定に条項を設けています。	P14
【透明性の確保】			
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		【E】
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	2022 年 5 月改正公認会計士法施行規則第 95 条に基づき作成し、HP 上に公表することとしています。	本報告書
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。		
	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 	5-1 をご参照ください。	

V ガバナンス・コード対応状況

<ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 	当法人の品質管理規程上に謳っています。	P8
<ul style="list-style-type: none"> 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 	法人規模ではなく、品質を重視し、組織一丸となって社会の求めに応じる監査法人を目指しています。機動的で制約の少ない中小規模だからこそ、管理の目が十分に行き届き、目指す監査品質を実現できる組織運営を目指しています。	P2 P5
<ul style="list-style-type: none"> 監査法人における品質管理システムの状況 	品質管理担当社員のリーダーシップのもと、社員会の各メンバーが各々その専門性や経験、熱意を基礎に品質管理の各要素の体制構築・運用についてアサインされ、当法人の品質管理システムを整備運用しています。	P5 P6
<ul style="list-style-type: none"> 経営機関等の構成や役割 	当法人は中小規模の監査法人であり、現在代表社員会、及び社員会がその役割を担っています。	P5
<ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献及び独立性に関する考え方 	現在は独立した監督・評価機関を設けていませんが、今後設置の際には左記の項目についてご説明する予定です。	N/A
<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 	1-5をご参照ください。	
<ul style="list-style-type: none"> 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) 	当法人は、中小規模の監査法人であり、現在のクライアントの監査業務を想定する限り、既存のITツールやエクセル技術等の活用で十分な品質を確保できると考えており、自前でのシステム構築、投資は行っていません。一方で業務効率化を目指したテクノロジーへの投資より、人員不足を補う専門人材採用に力点を置き、ITについてはより実務的なレベルでのIT基盤の実装化を図っています。 また、公認会計士協会及び中小監査事務所連絡協議会の取り組みによる中小監査法人が利用可能なテクノロジーやシェアードサービスなどについても積極的に取り入れていく方針です。 なお、法人のサイバーセキュリティ対策については情報セキュリティ管理規定を策定し、厳格に対応しています。	P15
<ul style="list-style-type: none"> 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 	当法人は知名度が大手監査法人に比較して低い中小監査法人のため、人材の確保には非常に苦心しています。現在所属している構成員のバックグラウンドは多様で、大手監査法人の元パートナー複数名を含め、大手監査法人での監査経験のある者を中心に、起業経験者、ベンチャー企業勤務経験者や大手シンクタンク経験者など監査だけでないキャリアを積んだ人材も加え、多様性を確保した組織運営により、監査品質を確保することを目指しています。 人材育成は日々のOJTの他、毎年度研修担当社員が策定した研修計画に基づく研修を行っています。また、海外拠点への出向や副業・兼業やリスキリングなどについての各個人の意思、意欲を尊重しています。	P8 P10

V ガバナンス・コード対応状況

	<ul style="list-style-type: none"> 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 	<p>現在、特定の被監査会社からの報酬が全体に占める報酬の15%を超過していますが、事業を監査品質に影響を及ぼさない程度に拡大することにより、その解消に努めています。また、社員資本比率（社員資本/総資産）を一定のレベルに保つことにより、健全性の確保にも努めています。</p>	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 	<p>当法人は、日本発の独自のグローバルネットワーク「SCS-Invictus」を構築している日本の監査法人であるという特性を有しています。各国に配置した日本人会計士と海外ネットワークファームのリソースを最大限活用し、日本主導でのグループ監査を行っています。また、海外監査に精通した日本人会計士を擁しており、必要に応じて日本の監査法人メンバーによる現地往査も積極的に実施しています。</p>	P4
	<ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>当法人は独立した監査・評価機関を設けていません。監査品質の向上に向けた取り組みは継続的に実施しており、その実効性については委員会にて議論の対象としていますが、規模の拡大に応じてその検証のより良い仕組みについても検討して行きます。</p>	P5
指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 	<p>日本発の独自のグローバルネットワークである「SCS-Invictus」は各拠点、各事務所が独立した運営を行っており、監査法人としてそのグループの意思決定に参画していません。</p>	P4
	<ul style="list-style-type: none"> グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） 	<p>「SCS-Invictus」のグローバルネットワークに加盟することにより、そのブランドの共有、品質の確保に必要なリソースの共有を図っています。</p>	P4
	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 	<p>監査法人としての運営は独立しており、「SCS-Invictus」のグローバルネットワークに加盟することによるリスクは認識していません。</p>	P4
	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>現在のところ、品質の確保等に影響を及ぼすような契約をグローバルネットワークやグループで締結していません。</p>	P4
指針 5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>当法人は中小規模の監査法人であるため、資本市場の参加者等との意見交換といったことは行っていませんが、今後の規模拡大に応じて、積極的に検討して行きます。なお、クライアントとの間では、マネジメント、監査役との定期的なディスカッションの中で積極的な意見交換を行うこととしています。</p>	P5

V ガバナンス・コード対応状況

指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	5-2 をご参照ください。	
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との意見交換については、5-4 をご参照ください。また、本原則への対応状況やその評価、それに応じた改善については社員会にて議論を行うこととしています。	N/A